

○北杜市空き家等対策庁内検討会設置要綱

平成27年7月1日

訓令第10号

(設置)

第1条 空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、空き家等に関する対策を実施するに当たり、必要な事項について検討するため、北杜市空き家等対策庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定空き家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。

(所掌事務)

第3条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 空き家等の状況の把握に関すること。
- (2) 空き家等の課題の把握に関すること。
- (3) 空き家等の対応策に関すること。
- (4) 特定空き家等に関すること。
- (5) 法第7条の規定に基づく協議会（以下「協議会」という。）に関すること。
- (6) その他空き家等に関すること。

(組織)

第4条 検討会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(役員)

第5条 検討会に会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 副会長は、総務部長及び建設部長をもって充てる。

4 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 検討会は、必要と認めるときは、検討会の委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 検討会は、第3条の事務に係る専門的事項を検討させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会の委員（以下「部員」という。）の互選によりこれを定める。

4 部会長は、その部会の事務を総括する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部員が、その職務を代理する。

6 第6条各項の規定は、部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、同条第1項中「検討会」とあるのは「部会」と、同条各項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(報告)

第9条 会長は、会議の検討内容を協議会に報告する。

(庶務)

第10条 検討会の庶務は、総務部地域課及び建設部まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年4月14日訓令第14号) 抄

この訓令は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表 (第4条関係)

副市長 総務部長 企画部長 生活環境部長 産業観光部長 建設部長 明野総合支所長 須玉総合支所長 高根総合支所長 長坂総合支所長 大泉総合支所長 小淵沢総合支所長 白州総合支所長 武川総合支所長 総務部次長 産業観光部次長 地域課長 防災調整監 税務課長 環境課長 農政課長 観光・商工課長 まちづくり推進課長
